

経済学プログラム博士論文等作成に関する手続きについて

(令和2年7月15日 経済学プログラム会議承認)

(令和3年11月18日 一部改正)

(令和4年11月17日 一部改正)

(令和6年3月19日 一部改正)

(令和6年6月20日 一部改正)

(令和7年7月17日 一部改正)

(令和8年3月19日 一部改正)

I. 標準修業年限（3年）における修了認定

以下第1から第9までの日程は4月入学者のものであり、10月入学者の日程は、第10のとおりとする。

(研究題目)

第1 学生は、主指導教員の承認を得て、1年次の4月30日までに研究題目を研究科長（人文社会科学系支援室（経済学プログラム担当）または東千田地区支援室）に提出するものとする。

(研究計画概要)

第2 学生は、指導教員の指導により、1年次の5月31日までに研究計画概要を研究科長（人文社会科学系支援室（経済学プログラム担当）または東千田地区支援室）に提出するものとする。

(研究成果の発表)

第3 研究計画の承認を得た者は、指導教員の研究指導により研究計画に従って研究を行い、2年次から修了予定年度の10月31日までの間に、研究成果の概要等について、経済学プログラムが主催又は共催する公開のセミナーにて発表を行うものとする。

(博士論文概要等の審査（予備審査）)

第4 指導教員の下承を得た者は、修了予定年度の10月31日までに、博士論文予備審査願、博士論文概要、博士論文の草稿を研究科長（人文社会科学系支援室（経済学プログラム担当）または東千田地区支援室）に提出したうえで、修了予定年度の12月28日までに、公開による予備審査を受けなければならない。

(予備審査の受審要件)

第5 博士論文予備審査願の提出までに、博士論文の成果の一部が査読制度のある学術雑

誌に論文として1本以上掲載（「受理済（掲載許可済）」でも可）されていることとする。

- 2 前項の論文が共著論文の場合は、当該論文について、主たる執筆者であることとする。

（学位請求論文の提出）

第6 予備審査において学位請求論文を受理すべきであると認められたときは、学位論文審査願に論文目録、学位請求論文、論文要旨及び履歴書それぞれ3通を添えて、修了予定年度の1月6日までに研究科長（人文社会科学系支援室（経済学プログラム担当）または東千田地区支援室）に提出しなければならない。

- 2 研究科代議員会は、提出された学位請求論文が受理されたときは、直ちに審査委員会を設けるものとする。

（学位請求論文の発表）

第7 学位審査において、論文発表会を公開で実施するものとする。

- 2 実施時期等については、別途定めるものとする。

（最終試験）

第8 審査委員会は、所定の単位を修得し（修得見込みを含む。）、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について最終試験を行う。

- 2 最終試験は、原則として、口述試験により行う。詳細は、別途定める。
- 3 最終試験の実施については、研究科代議員会の議を経て発表する。

（学位請求論文の審査）

第9 審査委員会は、論文の審査及び試験を修了予定年度の2月末日までに終了し、研究科代議員会にその審査結果を報告しなければならない。

研究科代議員会は、学位授与審査を行い、合格又は不合格を決定する。

- 2 審査に不合格の場合、再度学位論文を提出する際の予備審査は免除する。ただし、主指導教員が必要と判断した場合には、再度予備審査を実施することができる。

（10月入学者の日程）

第10 10月入学者における論文審査を行う場合の日程は、次のとおりとする。

- ① 研究計画概要の提出 1年次の11月30日まで
- ② 研究成果の発表及び博士論文概要等の提出 修了予定年度の4月30日まで
- ③ 予備審査の実施 同 6月30日まで
- ④ 学位請求論文の提出 同 7月6日まで
- ⑤ 学位請求論文の発表 別途定める
- ⑥ 学生請求論文の審査 同 8月31日まで

(その他)

第 11 この要項に規定した提出期限は、当該期日の午後 5 時とする。当該期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

ただし、ファイナンス分野にあつては、当該期日の午後 9 時とし、当該期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

II. 標準修業年限以外の時期における修了認定

1. 標準修業年限以外の時期の修了認定は、各年度の 9 月期と 3 月期に行う。
2. 9 月期を目途として論文審査を行う場合の日程は、前項 I 第 10 の日程に準ずるものとする。
3. 3 月期を目途として論文審査を行う場合の日程は、前項 I 第 1 から第 9 までの日程に準ずるものとする。
4. その他の事項については、前項 I による認定の場合と同様とする。

III. 研究計画書の提出から博士論文予備審査願及び論文概要の提出までの期間は短縮することができる。

附 則 (令和 3 年 11 月 18 日 一部改正)

この申合せは、令和 2 年 4 月入学生から適用する。

附 則 (令和 4 年 11 月 17 日 一部改正)

この申合せは、令和 2 年 4 月入学生から適用する。

附 則 (令和 6 年 3 月 19 日 一部改正)

この申合せは、令和 6 年 4 月入学生から適用する。

附 則 (令和 6 年 6 月 20 日 一部改正)

この申合せは、令和 6 年 4 月入学生から適用する。

附 則 (令和 7 年 7 月 17 日 一部改正)

この申合せは、令和 7 年 4 月入学生から適用する。

附 則 (令和 8 年 3 月 19 日 一部改正)

この申合せは、令和 8 年 4 月入学生から適用する。